

芸術家等の活動基盤強化
「文化芸術活動に関する法律相談窓口」
仕様書

令和7年2月6日

文化庁

文化経済・国際課

1 事業名

芸術家等の活動基盤強化「文化芸術活動に関する法律相談窓口」

2 目的

「文化芸術活動に関する法律相談窓口」（以下「法律相談窓口」という。）は、「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）（※1）の実効性が確保され、安心・安全な環境で文化芸術活動が行えるよう、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第16条の芸術家（※2）のうち、個人で活動する芸術家等（以下「芸術家等」という。）と、事業者や文化芸術団体等（以下「事業者等」という。）との間で、契約や活動に関して生じる疑問やトラブルについて、法律相談窓口の開設により芸術家等が専念して活動できることを目的とする。

※1 ガイドラインについて

文化芸術の担い手は小規模な団体やフリーランス等が多く、不利な条件の下で業務に従事せざるを得ない状況等が生じている。文化庁では令和4年7月に契約書のひな型や解説等を含んだ「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」を公表し、令和6年11月1日の特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）の施行に併せ、同年10月29日に改訂を行った。

※2 文化芸術基本法第16条に定める芸術家等とは

- 文化芸術に関する創造的活動を行う者
- 伝統芸能の伝承者
- 文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者
- 文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者
- 文化芸術活動に関する技術者
- 文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者

3 成果物

- ・成果報告書 1部（A4版）

※ 報告書は印刷物のほか、電子媒体によっても納品するものとする。

4 調査期間及び委託契約期間

調査（相談対応） 契約日～令和8年3月31日（火）

契約期間 契約日～令和8年3月31日（火）

5 納入期限

- ・成果報告書 令和8年3月31日（火）

6 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2 文化庁文化経済・国際課 文化芸術活動基盤強化室

7 調査内容等

(1) 調査の前提となる資料の更新

① 「相談マニュアル」の更新

令和6年度における「相談マニュアル」を共有するので、必要に応じて更新を行うこと。「相談マニュアル」には、以下の内容が含まれている。

ア 法律相談窓口の対応範囲について

イ 相談対応の基本フローについて

- ・「AIと著作権」対応に関する注意事項を含む

ウ 相談対応の報告について

- ・報告ファイルの利用方法
- ・メール回答文

エ 電話及びオンラインによる対応について

オ 留意点

カ 案内先窓口

② 「文化芸術活動に関する法的問題についてよくあるご質問」の更新

「文化芸術活動に関する法的問題についてよくあるご質問」(以下「よくあるご質問」という。)を共有するので、本事業の実施に当たり、最新の情報に更新する必要がある内容や、閲覧者が誤解する恐れがある情報について更新を行うこと。「よくあるご質問」については、以下の内容が含まれている。

ア 関係法令に関する基本的な事項(契約法、独占禁止法、下請法、労働法、税法等)

イ ガイドラインに関する事項

ウ 文化芸術分野における契約に関し、受注者である芸術家等とその発注者との間でのよくあるトラブル事例とその対応事例

エ 芸術家等と事業者等との間での契約問題に関する最近の判例

オ 関係する相談機関(例えば、公正取引委員会、フリーランス・トラブル110番等)に関する事項(活用方法を含む)

カ 令和5年10月に開始された「適格請求書等保存方式」(いわゆるインボイス制度)

③ 更新した内容の共有

更新した「相談マニュアル」及び「よくあるご質問」は文化庁に共有すること。共有に際しては、電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)により共有すること。

(2) 法律相談を通じた調査の実施

① 相談として扱う内容及び対応方法

ア 案件の種類を問わず幅広く相談に応じ、ガイドラインに関する事、一般的な法律や典型的なトラブルの事例を説明することで、紛争の予防や現に発生しているトラブルに関する法律的助言を行うこと。また、発注者である事業者等（個人事業主を含む）からの相談は、ガイドラインの考え方を踏まえた解釈や捉え方に関する相談を中心とすること。

イ AIと著作権に関する相談については、政府が公表している「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方（著作権法第30条の4、第47条の4及び第47条の5関係）」や「AIと著作権に関する考え方について」、「AIと著作権に関するチェックリスト&ガイダンス」、令和6年度著作権セミナー（令和6年8月9日開催）の講演資料等に基づいて法律的助言を行うこと。また、生成AIによる著作権侵害に関する相談については、可能な限り具体的な侵害事例を収集するよう努めること。なお、事例の収集に当たっては、侵害事例に係る資料等を文化庁に提供することについて、あらかじめ相談者の同意を得ること。なお、相談への回答に当たって文化庁の資料の内容よりも踏み込んだ解釈を示す場合には、それが対応者個人の見解であることを明示すること。

ウ 相談対応については、文化庁ホームページに設置する入力フォームにより文化庁にて受け付けた相談に、メール返信により対応することを基本とする。

エ 相談受付フォームに入力された相談内容が不明瞭である場合など、電話やオンラインによる確認を行う方が効率的である場合は、メール以外の手段を用いることを可とする。

オ 本法律相談への回答方針として、相談者が独力で契約の相手方と交渉するほか、適切な機関（公的機関や法律事務所等）に相談に出向くこと等を想定した法律的助言を行うこと。

カ 文化庁がイベント会場等に出展する際に、本事業に関する窓口を設置する可能性がある。その際は、事前に日程調整等を行うので、本事業の一環として可能な限り出張相談に対応すること。

② 相談の対象者

ア 文化芸術活動にかかる契約の受注者である芸術家等（芸術家等が未成年の場合はその法定代理人を含む）と、その発注者である事業者等（個人事業主を含む）の双方

イ 現に契約を締結している者のみならず、これから契約を締結しようとしている者

ウ AIと著作権に関する事項にあつては芸術家等のほか、AI開発やサービス提供を行う事業者等、芸術家等以外のAI利用者

エ 芸術家等及び芸術家等以外のAI利用者からの相談は、匿名による申し込みを可とする

③ 実施方法

ア 文化庁ホームページに設置する相談受付フォームに入力された相談者情報、相談内容等をまとめた一覧データ（Excel形式）を、原則として1日に一度文化庁から共有する。

イ 相談対応はメールで行うことを基本とし、特別な事情のない限り、10営業日以内に回答を行うこと。ただし、事案の性格に応じ、回答にあたり、より個別具体的な状況を聴取する必要がある場合には、電話又はオンラインによる個別相談に応じるための日時等の調整に係る連絡を、同期限内に行うこと。なお、法律相談に該当しない内容（文化庁に対する意見・要望、情報提供、営業等）については、文化庁にその旨報告し、受託者において回答は行わないこととする。

ウ 電話又はオンラインによる個別相談に応じるための相談者との日程調整及び相談場所（オンライン等）の確保は、受託者において行うこと。なお、電話又はオンラインによる個別相談対応を実施する際には、以下の【留意点】を受託者から相談者に説明し、了承を得た上で実施すること。

【留意点】

(ア) 電話又はオンラインによる個別相談は、原則として一人30分以内/回とすること。

(イ) 本事業が公的事业であることに鑑み、相談内容及びその結果について、文化庁に必要な範囲で受託者から報告すること。

(ウ) 電話又はオンラインによる個別相談対応は法律的助言を行うまでであり、具体的な権利行使に係る行為（内容証明郵便の作成や削除要請の代行等）は行わないこと。

エ 法律相談窓口の開設期間内に受け付けた相談内容及びその結果については、日時とともに全てを記録し、文化庁に報告すること。報告時期、報告の様式については文化庁と協議の上、決定すること。

オ 法律相談窓口利用者には相談の回答に際し、文化庁で用意するアンケートフォームのリンクを送信し、アンケートへの協力を求めること。相談者からの回答については文化庁で取りまとめデータを共有する。

(3) 調査結果の報告等

① 実績報告書の作成

ア 本業務の実績をまとめた報告書を作成すること。

イ 実績報告書の作成にあたっては、相談マニュアルの更新や法律相談窓口における法律相談等に参画した弁護士を含めて分析を行うこと。

ウ 成果報告書には、業種別、属性別の相談にかかる傾向分析（クロス集計含む）や、今後、契約に係る相談・紛争解決を促進するにあたっての課題等を含めること。

エ 法律相談窓口利用者からのアンケート結果についても取りまとめを行い、利用満足度や自由記述の内容から法律相談窓口利用者の傾向や改善点等についても調査・分析を行うこと。

オ 寄せられた相談については相談内容の種類毎に整理し、多く寄せられる相談や特徴のある相談については、相談者等を特定できない程度に編集しその相談内容と回答について紹介すること。

カ 既に文化庁ホームページに掲載している「よくあるご質問」について、相談内容の調査・分析の結果から内容の更新、新設・修正の提案をした際は、その旨についても記載すること。

キ 本件調査から得られた知見を基に、以下に関する提言を行うこと。

(ア) 文化芸術分野における取引慣行の適正化に向けた今後の課題及び提言

(イ) 本事業に関する課題及び改善点等

(ウ) 文化芸術関係者に向けた提言等

(エ) その他

ク 報告の様式等については文化庁と協議の上、決定すること。

② 「よくあるご質問」の更新

ア 相談内容の調査・分析等に基づき必要に応じて「よくあるご質問」の掲載内容を更新する。

イ 芸術家等については、フリーランスとして活動する方が多いところであるが、令和6年11月1日にフリーランスの取引適正化等を目的とした「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）が施行されている。同法の施行に伴い影響が生じている内容については、適宜更新を行うほか、相談内容の調査・分析等に基づき設問の新設等について提案を行うこと。

ウ 令和5年10月から開始されている「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）についても相談内容の調査・分析等に基づき掲載内容の更新、新設について提案を行うこと。

エ 「A Iと著作権」については、文化庁の公表資料や文化審議会著作権分科会における議論の状況も踏まえ、設問の新設について検討を行うこと。

(4) その他

① 情報管理体制

守秘義務、個人情報保護等の情報管理体制を整備すること。

② 本業務で作成したデータ等

業務の終了に伴い不要となった場合又は文化庁から廃棄の指示があった場合には、回復が困難な方法により速やかに廃棄すること。

③ 文化庁からの相談対応

文化庁では芸術家等に対し、各種の情報提供等を実施している。情報提供等における関係法令等の解釈については、本事業の担当部署から請負者に相談する場合がある。この場合についても、相談件数の上限の範囲内で柔軟に対応すること。

④ 直近事業の未対応案件

現在実施している「文化芸術活動に関する法律相談窓口」において、対応未了の相談がある場合は、その内容を引き継ぎ、本件契約の業務において対応を完了させること。

⑤ その他

そのほか、本事業の円滑な実施のために必要な業務について、適宜文化庁と協議のう

え実施すること。

8 実施体制等

(1) 相談マニュアルの作成・更新

① 相談マニュアルに関する体制

ア 相談マニュアルの更新は、契約日以降、概ね1週間程度の期間で終了させること。

イ 本業務については、ガイドラインの内容をよく理解し、かつ、文化芸術分野における契約に関する知見を有するとともに、知的財産権に関わる法律実務について専門的な知識・経験を有した弁護士が対応すること。

② 対応に要する時間数

本事業への提案にあたり、当該業務で見込まれる時間数を算出すること。

(2) 法律相談窓口における法律相談

① 法律相談窓口の開設期間

法律相談窓口の開設期間は、令和7年4月1日以降の文化庁が指定する時期から令和7年度末までを想定している。

② 対応可能な相談件数

法律相談業務は契約期間中、相談受付フォームからの相談対応について、対応可能な相談件数と必要な業務時間を見積ること。

③ イベントへの出展等

文化庁がイベント会場等に、本事業に関する窓口を設置する可能性があるため、そこでの体制や対応可能な相談件数と想定される時間数についても提示すること。

④ 法律相談の従事者

本業務については、ガイドラインの内容をよく理解し、かつ、文化芸術分野における契約に関する知見を有するとともに、知的財産権に関わる法律実務について専門的な知識・経験を有した弁護士が対応すること。

⑤ 対応可能な件数及び時間数

本事業への提案にあたり、上記②、③において対応可能な相談件数と必要な時間数を見積ること。

(3) 「よくあるご質問」の新設及び更新

① 「よくあるご質問」の従事者

本業務については、ガイドラインの内容をよく理解し、かつ、文化芸術分野における契約に関する知見を有するとともに、知的財産権に関わる法律実務について専門的な知識・経験を有した弁護士、かつ、本事業における相談業務に携わった弁護士が従事すること。

② 対応に要する時間数

本事業への提案にあたり、当該業務で見込まれる時間数を見積ること。

(4) 実績報告書の作成

① 実績報告書作成に関する従事者

成果報告書の作成は、「相談マニュアル」の作成や法律相談窓口における法律相談、「よくあるご質問」の作成等に参画した複数の弁護士が中心となって作業にあたること。

② 対応に要する時間数

本事業への提案にあたり、当該業務で見込まれる時間数を見積ること。

(5) その他

① 相談者との連絡体制

ア 相談者にメールを送信するために必要なメールアドレスについては、受託者にて用意すること。

イ 電話若しくはオンラインを用いた相談に要する機材及び回線使用料等については、受託者にて手配すること。

② 弁護士以外のスタッフ

本事業の遂行にあたり、必要な人員体制を準備すること。

9 事業規模

事業規模は38,386千円(税込)を上限とする。

10 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。

② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。

③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。

④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件である。

⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「令和6年度芸術家等の活動基盤強化」に関する審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「令和7年度文化芸術活動に関する法律相談窓口に係る評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 調査業務の実施方針

1-1 調査内容の妥当性、独創性

*1-1-1 仕様書記載の調査内容について全てが提案されていること。〔仕様書に示し

た内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。]

*1-1-2 偏った調査内容となっていないこと。

1-2 調査方法の妥当性、独創性

*1-2-1 調査の抽出・分析方法が妥当であること。[分析手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。]

*1-2-2 調査項目・調査手法が明確であること。

*1-2-3 調査のうち「法律相談窓口における法律相談対応」については、想定する業務時間における対応件数が妥当であること。[これまでの実績や経験等の根拠に基づき、1件でも多くの相談に対応する姿勢を示している場合、その内容に応じて加点する。]

1-3 作業計画の妥当性、効率性

*1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似調査業務の経験

2-1-1 組織として過去に文化芸術分野を対象とした類似の調査（契約や活動に関する相談対応等を含む）を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

2-2 組織の調査実施能力

*2-2-1 本事業は法律事務を取り扱うことから弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に基づき、受託者は弁護士、弁護士法人または弁護士によって構成される団体であること。また、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）及びその他の関係法令違反の疑義（例：相談対応に係る報酬が受託者から担当の弁護士に支払われる際に、紹介手数料分が差し引かれる等）が生じないような事業実施体制を構築できること。

*2-2-2 本事業には、ガイドラインの内容をよく理解し、かつ、文化芸術分野における契約に関する知見を有するとともに、知的財産権に関わる法律実務について専門的な知識・経験を有した弁護士が対応すること。

*2-2-3 本事業を遂行する人員が確保されていること。

*2-2-4 法律相談窓口の利用者は日本全国の芸術家等もしくは事業者等となることから、受託者は地理的偏りがなく全国的規模で、本事業に対応できる専門弁護士とのネットワークや情報収集能力を有していること。[これまでの稼働実績のほか、今回の提案においてもこれらの稼働について記載があれば、その内容に応じて加点する。]

*2-2-5 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制

2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似調査業務の経験

3-1-1 業務予定従事者が、過去に文化芸術分野を対象とした類似の調査（契約や活

動に関する相談対応等を含む)をした実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性

*3-2-1 調査内容に関する知識・知見を有していること。

*3-2-2 A I と著作権に関する法律実務に精通している者が業務に携わること。〔本事業に従事する弁護士のうち、「A I に関係する企業等で実務に携わっている者が〇名」「A I と著作権に関する記事を執筆した経験がある者〇名（記事についてはタイトル等も明記）」「日常業務においてA I と著作権に関する法律実務を実施している者が〇名」等の記載があればその内容に応じて加点する。〕

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応札者が選択するものとする※1）

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

1.1 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

1.2 守秘義務

- (1) 受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。
- (2) 受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

1.3 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

1.4 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。
- ・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表 (375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を

前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

1 5 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

1 6 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

1 7 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。

1 8 その他

- (1) 検収は文化庁が行い、報告書等の提出後に受託者の責任による誤り等が判明した場合には、当庁の指定する日時までに指示内容を修正して提出するものとする。
- (2) 提出した報告書等の記述に関し、即時説明できる体制を整えること。
- (3) 予算執行上、全ての支出には領収書等の厳格な証明書が必要となる。支出額や支出内容が適切かどうか委託費支払いに際し、厳格に審査され、これを満たさない場合は当該委託費の支払いが行えないため、厳格な経理処理が必要であることを前提とした調査の受託可否を検討すること。また、契約書に定める期日までに成果報告書等の提出が必要となること。
- (4) 委託契約事務は、会計法等、国の予算執行に係る諸法令に基づき、文化庁が行うこと。
- (5) 仕様書に定めのない事項がある場合、または疑義が生じた場合には、担当官と協議し、その指示に従うこと。

(以上)

**芸術家等の活動基盤強化
「文化芸術活動に関する法律相談窓口」**

総合評価基準

令和7年2月6日
文化庁
文化経済・国際課

本資料は、文化庁文化経済・国際課が調達する芸術家等の活動基盤強化「文化芸術活動に関する法律相談窓口」に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、本委託事業を審査するための審査委員会を設置し、別冊の仕様書、別紙1の評価項目及び得点配分基準及び別紙2の加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が文部科学省としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3 得点配分

区分	価格点	技術点	合計
配点	50	100	150

4 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。
 - ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
 - ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。
- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

**芸術家等の活動基盤強化「文化芸術活動に関する法律相談窓口」
に係る評価項目及び得点配分基準**

* : 必須の項目 ● : 価格と同等に評価できない項目

分類	評価項目及び評価基準	基礎点	加点
	1 調査業務の実施方針 [30点]	12	18
●	1-1 調査内容の妥当性、独創性	4	6
	* 1-1-1 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕	2	6
	* 1-1-2 偏った調査内容となっていないこと。	2	
●	1-2 調査方法の妥当性、独創性	6	12
	* 1-2-1 調査の抽出・分析手法が妥当であること。〔分析手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕	2	6
	* 1-2-2 調査項目・調査手法が明確であること。	2	
	* 1-2-3 調査のうち「法律相談窓口における法律相談対応」については、想定する業務時間における対応件数が妥当であること。〔これまでの実績や経験等の根拠に基づき、1件でも多くの相談に対応する姿勢を示している場合、その内容に応じて加点する。〕	2	6
●	1-3 作業計画の妥当性、効率性	2	—
	* 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。	2	—
	2 組織の経験・能力 [36点]	15	21
	2-1 組織の類似調査業務の経験	—	8
	2-1-1 組織として過去に文化芸術分野を対象とした類似の調査（契約や活動に関する相談対応等を含む）を実施した実績があればその内容に応じて加点する。	—	8
●	2-2 組織の調査実施能力	15	5
	* 2-2-1 本事業は法律事務を取り扱うことから弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に基づき、受託者は弁護士、弁護士法人または弁護士によって構成される団体であること。また、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）及びその他の関係法令違反の疑義（例：相談対応に係る報酬が受託者から担当の弁護士に支払われる際に、紹介手数料分が差し引かれる等）が生じないような事業実施体制を構築できること。	3	
	* 2-2-2 本事業には、ガイドラインの内容をよく理解し、かつ、文化芸術分野における契約に関する知見を有するとともに、知的財産権に関わる法律実務について専門的な知識・経験を有した弁護士が対応すること。	3	
	* 2-2-3 本事業を遂行する人員が確保されていること。	3	
	* 2-2-4 法律相談窓口の利用者は日本全国の芸術家等もしくは事業者等となることから、受託者は地理的偏りがなく全国的規模で、本事業に対応できる専門弁護士とのネットワークや情報収集能力を有していること。〔これまでの稼働実績のほか、今回の提案においてもこれらの稼働について記載があれば、その内容に応じて加点する。〕	3	5
	* 2-2-5 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。	3	
	2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制		8
	2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。		8
	3 業務従事予定者の経験・能力 [24点]	6	18
	3-1 業務従事予定者の類似調査業務の経験	—	8
	3-1-1 業務予定従事者が、過去に文化芸術分野を対象とした類似の調査（契約や活動に関する相談対応等を含む）をした実績があればその内容に応じて加点する。	—	8
	3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性	6	10
	* 3-2-1 調査内容に関する知識・知見を有していること。	3	
	3-2-2 A Iと著作権に関する法律実務に精通している者が業務に携わること。〔本事業に従事する弁護士のうち、「A Iに関係する企業等で実務に携わっている者が〇名」「A Iと著作権に関する記事を執筆した経験がある者〇名（記事についてはタイトル等も明記）」「日常業務においてA Iと著作権に関する法律実務を実施している者が〇名」等の記載があればその内容に応じて加点する。〕	3	10

	4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 [5点]		5
	4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組 4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕 <ul style="list-style-type: none"> ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る） ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。 		} 5
	5 賃上げを実施する企業に関する指標 [5点]		5
	5-1 賃上げの表明 以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応募者が選択するものとする） <p>5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>※ 「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。</p>		} 5
	合 計 [100点]	33	67

芸術家等の活動基盤強化「文化芸術活動に関する法律相談窓口」 に係る加点付与基準

加 点 評 価 項 目		評 価 区 分		
		大変優れている	優れている	やや優れている
1	調査業務の実施方針			
	* 1-1-1 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	6	4	2
	* 1-2-1 分析手法に事業成果を高めるための工夫について	6	4	2
	* 1-2-3 「法律相談窓口における法律相談対応」で想定する業務時間における対応件数については、これまでの実績や経験等の根拠に基づき、1件でも多くの相談に対応する姿勢を示しているか	6	4	2
2	組織の経験・能力			
	2-1-1 過去に文化芸術分野の契約や活動等に関する類似の調査（相談対応等）を実施した実績について	8	6	4
	* 2-2-4 全国的規模で、本事業に対応できる専門弁護士とのネットワークや情報収集能力を有していることについて、これまでの稼働実績のほか、今回の提案にもこれらの稼働について記載されているか	5	4	3
	2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制について	8	6	4
3	業務従事予定者の経験・能力			
	3-1-1 業務従事予定者が文化芸術分野の契約や活動等に関する類似の調査（相談対応等）をした実績について	8	6	4
	3-2-2 本事業に従事する弁護士のうち、「A I」に関係する企業等で実務に携わっている者が〇名」「A I」と著作権に関する記事を執筆した経験がある者〇名（記事についてはタイトル等も明記）」「日常業務においてA I」と著作権に関する法律実務を実施している者が〇名」等の記載について	10	7	4
4	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。		
	4-1-1 仕様書に示した内容以外の独自の提案について ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等 ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと） ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）			

<ul style="list-style-type: none"> ・認定段階3 ・ブラチナえるぼし認定企業 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）） ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・ブラチナくるみん認定企業） <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定） ・トライくるみん認定 ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。）） ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定） ・ブラチナくるみん認定 ○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定 <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p>	<p>4</p> <p>5</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>3</p> <p>3</p> <p>5</p> <p>4</p>
<p>5 賃上げを実施する企業に関する指標</p>	<p>5-1-1 と 5-1-2 のいずれかを加点するものとする。</p>
<p>5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。</p> <p>※「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付財計第4803号）第5による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては6点減点する。</p>	<p>5</p> <p>5</p>

委託契約書(案)

支出負担行為担当官文化庁次長 森田 正信(以下「甲」という。)と《受託者を記入》(以下「乙」という。)は、次のとおり委託契約を締結する。

(実施する委託業務名等)

第1条 甲は、乙に対し、次の委託業務の実施を委託するものとする。

(1) 委託業務名

芸術家等の活動基盤強化「文化芸術活動に関する法律相談窓口」

(2) 委託業務の内容及び経費 (別添)業務計画書のとおり。ただし、第9条によった変更業務計画書承認後は変更業務計画書のとおりとする。

(3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日

(委託業務の実施)

第2条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、委託要項や業務計画書等に基づき、委託業務を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

(委託費の額)

【契約の相手方が課税事業者の場合】

第3条 甲は、委託業務に要する費用(以下「委託費」という。)として、〇,〇〇〇,〇〇〇円(うち消費税額及び地方消費税額〇〇,〇〇〇円・消費税率10%)を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

2 前項の「消費税額及び地方消費税額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額である。

3 乙は、委託費を(別添)業務計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

【契約の相手方が免税事業者の場合】

第3条 甲は、委託業務に要する費用(以下「委託費」という。)として、〇,〇〇〇,〇〇〇円を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

2 乙は、委託費を(別添)業務計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

【任意団体と契約を結ぶ場合】

(実施体制の確保について)

第4条 乙が法人格を有していない団体(以下「任意団体」という。)の場合は、履行体制の確保のため、乙は、構成員、会計基準等の必要な事項(以下「任意団体に関する事項」という。)が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、任意団体に関する事項が

記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲の承認があったものとする。

- 3 乙は、任意団体に関する事項の変更等を行おうとする場合は、改めて任意団体に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、任意団体の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、任意団体に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。
- 4 乙において、会計基準等について特段の定めが無い場合は国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。
- 5 第1項により提出された書面において債務責任者となっている者は、委託業務に伴い発生した過払金の返還、賠償金、損害金又は違約金及び延滞金の支払について、甲に対し、債務を負うものとし、債務責任者が複数あるときは、連帯して債務を負うものとする。
- 6 乙は委託業務が完了した日の属する年度終了後、5年以内に第1項により提出した書面に変更がある場合は改めて書面による届出を行わなければならない。

(契約保証金)

第5条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第100条の3第3号の規定により免除する。

(危険負担)

第6条 委託業務の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

(第三者損害補償)

第7条 乙は、委託業務の実施にあたり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(再委託)

第8条 乙は、この委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

- 2 乙は、この委託業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額（以下「再委託に関する事項」という。）が記載された再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 3 甲は、前項の再委託承認申請書の提出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、再委託に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって第2項に規定する甲の承認があったものとする。
- 5 乙は、再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第2項の規定により再委託に関する事項が記載された再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。
- 6 乙は、再委託した業務に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

る。

7 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合にはこれに応じなければならない。

(再々委託の履行体制の把握)

第9条 乙は、前条の承認を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託（以下「再々委託」という。）が行われるときは、あらかじめ再々委託先の住所、氏名、再々委託を行う業務の範囲（以下「履行体制に関する事項」という。）が記載された再々委託届出書を甲に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、履行体制に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲への提出があったものとする。

3 乙は、提出した履行体制に関する事項の内容に変更が生じた場合は、甲に対し遅延なく変更の届出を行わなければならない。

(業務の変更)

第10条 乙は、第33条に規定する場合を除き、(別添)業務計画書に記載された委託業務の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、業務計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、経費の内訳の変更による費目間での経費の流用で、その流用額が総額の2割未満の場合はこの限りではない。

2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

(業務の廃止等)

第11条 乙は、委託業務を中止し又は廃止しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。

2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

(委託業務完了(廃止)報告)

第12条 乙は、委託業務が完了又は前条第1項の規定に基づき委託業務の廃止の承認を受けたときは、委託業務完了(廃止)報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から30日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

(検査)

第13条 甲は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、委託業務が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかについて検査するものとする。

(額の確定)

第14条 甲は、前条の検査をした結果、報告書の内容が適正であると認めるときは委託業務に要した経費について調査を行い、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の確定額は、委託業務に要した決算額に充当した委託費の額と第3条第1項に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

(実地調査)

第15条 第13条の検査及び前条第1項の調査の実施にあたっては、必要に応じ職員を派遣するものとする。

(委託費の支払)

第16条 甲は、第14条第1項の規定による額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。

2 委託費の支払いは、乙が請求書を甲に提出し、甲は乙の請求に基づき、別紙（銀行口座情報）に記載の口座に振込むものとする。

3 甲は、第1項の規定に基づく前項の適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとし、同期間内に支払いを完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号）に基づいて算定した金額を利息として支払うものとする。

4 甲は、乙からの要求により、必要があると認めるときは、会計法第22条及び予決令第58条第3号に基づく協議を行い、協議が調った場合に限り、第1項の規定にかかわらず、委託費の全部又は一部を概算払することができる。

(過払金の返還)

第17条 乙は、前条第4項によって既に支払を受けた委託費が、第14条第1項により確定した額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

2 乙は、前項の返還に際し、甲が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限の翌日から返還する日までの日数に応じ、支払遅延防止法第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、年利2.5%の割合により算定した金額を利息として支払わなければならない。

(成果報告)

第18条 乙は、第14条第1項の通知を受けたときは、その日から起算して30日以内に又は委託業務完了（廃止）報告書提出から60日以内のいずれか早い日までに、委託業務成果報告書1部及び電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）を甲に提出するものとする。

(知的財産権の範囲)

第19条 委託業務の実施によって得た委託業務上の成果に係る「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規

定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）

- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（著作権法第21条から第28条に規定するすべての権利を含む）並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「著作権」という。）
 - (3) 前二号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上特に指定するもの（以下、「ノウハウ」という。）を使用する権利
- 2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
- 3 この契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利に基づき著作権を利用する行為並びにノウハウの使用をいう。

（知的財産権の帰属）

第20条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを確認書（知的財産権）で甲に届け出た場合、委託業務の成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- (1) 乙は、委託業務の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、第22条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
- (2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）もしくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定もしくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 甲は、乙が前項で規定する確認書（知的財産権）を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り

受けるものとする。

- 3 乙は、第1項の確認書（知的財産権）を提出したにもかかわらず第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（成果の利用行為）

第21条 乙は、前条第1項の規定にかかわらず、委託業務により納入された著作物にかかる著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。

- 2 乙は、甲及び第三者による実施について、著作権者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作権者が乙以外の者であるときは、当該著作権者が著作権者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務による成果である旨を明示するものとする。

（知的財産権の報告）

第22条 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、及び意匠登録出願を行う場合は、当該出願書類に国の委託に係る成果の出願である旨の表示をしなければならない。
- 3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、委託業務により作成し、甲に納入する著作物については、当該著作物の納入後60日以内に著作物通知書を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第24条第3項に規定する場合を除く。）は、産業財産権実施届出書を遅滞なく甲に提出しなければならない。
- 6 乙は委託業務の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により報告しなければならない。

（知的財産権の移転）

第23条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第20条、第21条、第23条、第24条、第25条、第26条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第20条第1項第4号イからハマまでに定める場合には、この限りではない。
- 3 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の実施許諾）

第24条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権について、甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第20条、第21条、第26条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

2 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第20条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

3 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の放棄)

第25条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(ノウハウの指定)

第26条 甲及び乙は、協議の上、委託業務の成果に係るノウハウについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲、乙協議の上、決定するものとし、原則として、委託業務の完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲、乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(知的財産権の管理)

第27条 乙は、第20条第2項に該当する場合、委託業務の成果に係る発明等の次の各号に掲げる手続については、甲の名義により行うものとする。

(1) 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続

(2) 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続

2 甲は、前項の場合において委託業務の成果に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

(職務発明規程の整備)

第28条 乙は、この契約の締結後速やかに従業員又は役員（以下「従業員等」という。）が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又はその旨を規定する職務規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業員等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業員等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りではない。

(知的財産権の使用)

第29条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。

(個人情報の取扱い)

第30条 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(1) 甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者（再委託する場合における再委託事業者を含む。）に提供し、又はその内容を知らせること。

(2) 甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、本契約の委託業務を遂行する目的の範囲を超えて利用し、複写、複製、又は改変すること。

3 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 甲は、必要があると認めるときは、甲所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。

5 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を、委託業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

6 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生又はその発生のおそれを認識したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

7 第1項及び第2項の規定については、委託業務を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

8 乙は、本委託業務の遂行上、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合（当該第三者が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）には、甲に対し、当該第三者に委託する旨、当該第三者の名称及び住所を事前に書面により通知し、甲の書面による許諾を得るものとする。

9 乙は、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合、当該第三者に対して、この条に定める安全管理措置その他の本契約に定める個人情報の取扱いに関する乙の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(成果の利用等)

第31条 乙は、委託業務によって得た研究上の成果（第20条第1項に基づき、乙に帰属する知的財産権を除く。）を利用しようとするときは、成果利用承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、甲が特に認めたものについては、この限りではない。

（委託業務の調査）

第32条 甲は、必要があると認めたときは、委託業務の実施状況、委託費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査することができる。

（契約の解除等）

第33条 甲は、乙が契約書に記載された条件に違反した場合、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

2 甲は、前項の規定により契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

（不正行為等に対する措置）

第34条 甲は、乙が、本契約の締結にあたり不正の申立てをした場合もしくは委託業務の実施にあたり不正又は不当な行為（以下「不正等」という。）を行った疑いがあると思われる場合、乙に対して調査を求め、その結果を報告させることができる。また、甲が必要があると認めるときは、乙に対して実地調査を行うものとする。

2 甲は、前項の結果、この契約に関する不正等が明らかになったときは、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（利息）

第35条 甲は、不正等に伴う返還金に利息を付すことができるものとする。利息については、返還金にかかる委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に応じ、年利3%の割合により計算した額とする。

（談合等不正行為に係る違約金等）

第36条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙は契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 乙はこの契約に関して、第1項又は第2項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第37条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第38条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第39条 乙は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前二条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第40条 乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第41条 甲は、第37条、第38条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第37条、第38条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超過分の損害につき、乙に対し賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第42条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(代表者変更等の届出)

第43条 乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により甲に遅滞なく通知するものとする。

(書類の保管等)

第44条 乙は、委託業務の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を費目毎に区分して

記載するとともに、甲の請求があったときは、いつでも提出できるよう、その支出を証する書類を整理し、委託業務を実施した翌年度から5年間保管しておくものとする。なお、請求書等の保管についてはインボイス制度を踏まえ、適切に対応すること。

(秘密の保持等)

第45条 乙は、この委託業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、この委託業務に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

(疑義の解決)

第46条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

(甲) 京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番4
支出負担行為担当官
文化庁次長 森田正信 印

(乙) 住所
名称
代表者役職、氏名 印

芸術家等の活動基盤強化「文化芸術活動に関する法律相談窓口」委託要項

令和5年7月4日

令和7年2月6日改正

文化庁次長決定

1. 趣 旨

本事業は、令和4年7月に公表し、令和6年10月に改訂した「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」の実効性を確保する取組の一つとして「文化芸術活動に関する法律相談窓口」を開設するものである。

この相談窓口では、芸術家等が文化芸術活動で生じる契約に関する問題や、活動に関連するトラブル等の法律相談を通して、契約慣行の適正化に向けた課題の把握や情報収集等の調査・分析について、法律事務を取扱える外部の事業者へ委託するものである。

2. 委託業務の内容

- (1) 相談窓口における法律相談対応
- (2) 法律相談等の実績に基づく調査報告書の作成
- (3) 既に公表している「文化芸術分野の契約等に関するよくあるご質問」の内容について、法律相談等の実績のほか、令和6年11月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」等、芸術家等の活動環境の変化に併せ更新が必要と思われる内容の更新
- (4) その他本事業に必要な内容

3. 業務の委託先

委託先は、次の(1)又は(2)の要件のいずれかを満たす我が国の団体（以下、「実施団体」という。）とする。

- (1) 法人格を有する団体
- (2) 法人格を有しないが、以下の要件を全て満たしている団体
 - ア 定款、寄附行為に類する規約等を有すること
 - イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - ウ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
 - エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

委託期間は、契約期間満了日までとする。

5. 委託手続

- (1) 委託を受けようとする実施団体は、別に定めるところによる業務計画書等を

文化庁に提出すること。

- (2) 文化庁は、実施団体から提出された業務計画等の内容を検討し、適切であると認めた場合、実施団体と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費（賃金）、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、実施団体が委託契約書の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたりしたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8. 業務完了（廃止）の報告

実施団体は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなくてはならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、実施団体へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した実支出額（決算額）と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 文化庁は、実施団体における業務の実施が事業趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、実施団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 実施団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。

文化庁委託業務実施要領

平成20年 2月1日
平成21年 4月1日改正
平成26年10月1日改正
平成30年10月1日改正
平成31年 4月1日改正
令和 元年9月25日改正
令和 3年1月18日改正
令和 3年4月 1日改正
令和 3年12月17日改正
令和 4年1月28日改正
文化庁次長決定

(法令等の遵守)

第1条 文化庁の委託業務に関する事務は、会計に関する法令に定めるもののほか、この要領により適切に処理するものとする。ただし、指定された事業において、別に委託要領等の定めがある場合は、それに従うものとする。

(委託契約書)

第2条 委託契約書(以下「契約書」という。)の様式は、様式第1とし、委託変更契約書の様式は、様式第2のとおりとする。

2 前項に定める契約書により難しい場合は、必要に応じて委託者(以下「甲」という。)、受託者(以下「乙」という。)協議のうえ加除修正を行うことができる。

3 乙は、委託契約に関する権限及び支払行為に関する権限を乙の組織内において、乙の指定する者に行わせる場合には、その定めを明記した規程等を甲に提出するものとする。

(会計処理関係)

第3条 契約書に定める帳簿の様式は様式第3のとおりとする。ただし、様式第3に掲げられた事項が不足なく記載されていれば、乙において会計関係書類として定められ又は使用されているもので差し支えない。

第4条 契約書に定める支出を証する書類とは次に掲げるものをいう。

(1) 人件費は、備上決議書(日額、時間給の決定事項を含む)、出勤簿、作業日報、出面表、給与支払明細書、領収書及び会計伝票又はこれらに類する書類

(2) その他の経費は、契約、検収及び支払の関係の書類(見積書、発注書、請書、契約書、納品書、検収書、請求書、領収書、実績を証する資料、出張命令書・復命書、航空券の半券等)及び会計伝票又はこれらに類する書類とする。

第5条 前条の書類は、第3条に定める帳簿に記載された順番に整理しておかなければならない。また、第3条の帳簿とともに業務終了後5年間保管し、甲の指示のあった場合直ちに提出できるようにしておかなければならない。

なお、原本を別綴とすることが困難である場合は、その写によることができる。

第6条 委託業務にかかわる経費の支払等の方法は、次によるものとする。

- (1) 委託業務の経費については、乙における会計諸規程等の定めるところにより第4条の書類を作成又は徴収し処理するものとする。
- (2) 人件費の単価については、受託者において定められている日給、時間給の基準を基に適切に定めるものとする。又、これにより難しい場合は、委託業務の遂行に支障を来さない限度において業務計画書の予算の範囲内で、別に日額、時間給を定めて支給することができるが、この場合の単価は業務内容等を基に適切に定める。
- (3) 人件費の勤務時間については、乙において定められている基準内時間とする。
ただし、委託業務の内容を勘案した上で、乙の労使規約等の範囲内で甲が必要と認められた場合、業務計画書において時間外勤務手当を計上することができる。
- (4) 人件費に時間外勤務手当を計上していない委託業務においても、やむを得ず時間外勤務を実施した場合には、その時間については委託業務の対象とすることができるが時間給単価は基準内時間の時間給単価とする。
- (5) 時間外勤務を実施した場合には、作業内容及び作業時間を詳細に記した書類を作成しなければならない。なお、この要件を満たすものであれば、乙において定められた又は使用しているもので差し支えない。
- (6) 本契約における従事者の勤務時間管理にあたっては、作業日報等で適切に管理し、本契約以外の業務と重複がないよう、明らかにすること。
- (7) 乙が、自社、親会社又は子会社等（連結財務諸表の連結対象である子会社、孫会社をいう。）（以下、親会社又は子会社等を総称して「自社等」という。）から調達しようとするときは、製造原価又は仕入原価を用いることとし、利益排除を行わなければならない。ただし、自社等以外の者（2者以上）の見積書と比較し、自社等の価格の方が安価である場合には、この限りではない。
- (8) 一般管理費の率は10%の範囲内で、乙の直近の決算により算定した一般管理費率と乙の受託規程による一般管理費率を比較し、より低い率で適切に算定する。

（再委託）

第7条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

2 乙は、この委託業務を実施するにあたり、必要により一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額が記載された書類「様式第4（再委託承認申請書）」を提出し、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、委託業務を再委託する場合は、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

（再々委託の履行体制の把握）

第8条 乙は、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託（以下「再々委託」という。）しようとする場合は、再々委託先の住所、氏名、再々委託を行う業務の範囲が記載された書類「様式第5（再々委託届出書）」を甲に提出するものとする。

（委託契約及び業務計画の変更等）

第9条 契約書に定める委託業務の内容又は経費の内訳の変更申請は、様式第6の「業務計画変更承認申請書」による。

2 契約書に定める委託経費に増減が生じる場合及びその他必要と認められる場合は様式第7の「委託契約変更承認申請書」を提出するものとし、委託変更契約書のとりかわしを以ってその承認とする。

第10条 契約書に定める委託業務の中止又は廃止の申請は、様式第8の「委託業務中止（廃止）承認申請書」による。

（完了（廃止）報告）

第11条 契約書に定める委託業務完了（廃止）報告は、様式第9の「委託業務完了（廃止）報告書」による。

（額の確定）

第12条 甲が契約書に基づき「委託業務完了（廃止）報告書」の審査のための実地調査を実施する場合、乙は、第3条及び第4条に掲げる書類を提示しなければならない。

（委託経費の支払）

第13条 契約書に定める委託経費支払いの請求（概算払を除く）は、様式第10の「請求書（精算払）」によるものとする。

第14条 乙は、契約書に基づき、甲が必要と認めた場合に限り、概算払を受けることができる。なお、甲は概算払の必要性を確認するため、乙に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

2 乙は、前項により、概算払の必要性が認められ、概算払を希望するときは、様式第11の「委託費支払計画書」を作成し、甲に提出するものとする。

第15条 甲が、前条第2項に基づき提出された「委託費支払計画書」の内容を妥当と認めた場合、乙は、様式第12の「請求書（概算払）」を甲に提出するものとする。甲はこの請求に基づき、概算払を行うものとする。

第16条 委託経費の支払いについては、様式第13の「銀行口座情報」を契約書にて定めるものとする。また、振込先の金融機関は国庫振込取扱店とすること。

（過払金の返還）

第17条 契約書に定める過払金の返還は、歳入徴収官（又は官署支出官）より別途送付する納入告

知書により、指定の期日までに納付しなければならない。

- 2 前項の返還に際し、納入遅延が生じた場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として付することができる。

(成果報告)

- 第18条 契約書に定める成果報告書は、様式第14の「委託業務成果報告書」を添えて提出するものとする。なお、報告書の表紙裏に様式第15による「無断複製等禁止の標記について」を行うこと。

(知的財産権)

- 第19条 産業技術力強化法第17条に基づき、委託業務上の成果に係る「知的財産権」を乙から甲に譲渡させることなく乙に帰属させる場合の契約書に基づく書面は様式第16の「確認書(知的財産権)」とする。

また、「産業財産権出願通知書」は様式第17、「産業財産権通知書」は様式第18、「著作物通知書」は様式第19、「産業財産権実施届出書」は様式第20、「移転承認申請書」は様式第21、「移転通知書」は様式第22、「専用実施権等設定承認申請書」は様式第23、「専用実施権等設定通知書」は様式第24とする。

(コンテンツに係る知的財産権)

- 第20条 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条に基づき、委託業務で制作したコンテンツに係る「知的財産権」を乙から甲に譲渡させることなく、乙に帰属させるための契約書に基づく書面は様式第25の「確認書(コンテンツ)」とする。

また、「産業財産権出願通知書」は様式第17、「産業財産権通知書」は様式第18、「著作物通知書」は様式第19、「コンテンツ利用届出書」は様式第26、「移転承認申請書」は様式第21、「移転通知書」は様式第22、「専用実施権等設定承認申請書」は様式第23、「専用実施権等設定通知書」は様式第24とする。

(著作物の提供)

- 第21条 乙は契約書第41条の定めにより文部科学省(スポーツ庁・文化庁を含む)が保有する著作物(以下「本著作物」という。)を甲から提供を受けたときは、様式第33の「預り証」を甲に提出するものとする。

- 第22条 契約書第42条第3項に定める申請は、様式第34の「著作物翻案、改変等申請書」による。

- 第23条 契約書第45条に定める本著作物及び本著作物の複製物を返却する際は、様式第35の「著作物返却書」を甲に提出するものとする。

- 第24条 契約書第46条第2項に定める報告書は様式第36の「複製著作物処分報告書」による。

(個人情報の取扱い)

- 第25条 乙は、預託された個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図面もしくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、

磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 乙は、契約書に定める個人情報の第三者への提供、通知、使用、複製、改変の申請は、様式第27の「個人情報利用申請書」によるものとする。

(成果の利用等)

第26条 乙は、契約書に定める委託業務による研究成果の利用申請は、様式第28の「成果利用承認申請書」による。

ただし、以下についてはこの限りではない。

(1) 次に掲げる事項については、乙は、様式第29による「成果利用届」を甲に提出するものとする。

i) 学会等の場で行う口頭発表

ii) 学会誌等に発表する論文(投稿)

iii) 受託業務の施策の普及を目的とした成果報告書(成果品)の複製品

また、甲が認めるときは、「成果利用届」は事後に提出することができるものとする。

(2) 成果の利用に伴い収益が発生するとき、乙は様式第30の「文化庁著作刊行物の複製(引用)許可申請書」を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項による成果の利用等に当たっては、文化庁からの受託業務の成果である旨を文中等の適当な箇所へ挿入するものとする。

(取引停止措置)

第27条 文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に定める取引停止措置に該当する場合には、同取扱要領により取引停止措置を行う。

(変更届)

第28条 契約書に定める受託者の代表者氏名又は住所の変更通知は、様式第31の「変更届」による。

(任意団体に関する事項)

第29条 契約書に定める任意団体に関する事項の申請書は、様式32の「任意団体に関する事項」による。

(その他)

第30条 様式は、日本産業規格に定めるA列4判とする。

第31条 委託事業に関する事務処理については、この要領に定めるほか、特に必要がある場合は、委託者が別に定めるものとする。

第32条 この要領は，令和4年1月28日から適用する。ただし，令和4年1月27日以前に契約締結又は契約手続きを開始したものは，なお従前の例による。

審査要領

芸術家等の活動基盤強化「文化芸術活動に関する法律相談窓口」における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文化庁文化経済・国際課に口頭以外で申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
 - ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
 - ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
 - ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
 - ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
 - ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合
- 2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- 3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文化庁文化経済・国際課に報告しなければならない。

- 2 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。